

報 告 事 項

(ページ)

- 平成19年度概算要求の概要について … 1
- 生活保護制度について … 7
- ホームレスの実態に関する全国調査検討会について … 11
- 生協制度見直し検討会について … 14
- 社会福祉法人経営研究会報告書 … 16
 (「社会福祉法人経営の現状と課題—新たな時代における
 福祉経営の確立に向けての基礎作業—」) について

平成19年度 厚生労働省予算概算要求総括表

【一般会計】

(単位:億円)

区 分	平成18年度 予 算 額 (A)	平成19年度 要求・要望額 (B)	増▲減額 (B)-(A)
一 般 会 計	209,417	216,062	6,645
・年金・医療等に係る経費	196,335	201,623	5,288
・義務的経費 〔年金・医療等に係る 経費を除く〕	5,479	5,451	▲ 28
・公共事業関係費(水道)	849	988	139
・その他経費	6,755	8,000	1245

【特別会計】

(単位:億円)

区 分	平成18年度 予 算 額 (A)	平成19年度 要求・要望額 (B)	増▲減額 (B)-(A)
特 別 会 計	744,181	764,874	20,693
年金特別会計(仮称)	701,966	725,517	23,551
船員保険特別会計	642	647	▲ 5
労働保険特別会計	39,992	37,105	▲ 2,888
国立高度専門医療センター 特別会計	1,580	1,605	25

(注)

1. 一般会計には、「経済成長戦略要望枠」を含んでいる。
2. 一般会計の平成19年度要求・要望額は(前年度)の障害者自立支援法施行に伴う経費区分の変更を含んでいるため、増▲減額が概算要求基準と一致しないものがある。
3. 特別会計の金額は、それぞれの勘定の歳出額を合計したものである。
また、労働保険特別会計においては、徴収勘定を除いたものである。
4. 年金特別会計(仮称)については、行政改革推進法における特別会計の見直しを踏まえて厚生保険特別会計と国民年金特別会計を統合している。
5. 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

平成19年度概算要求の概要

社会・援護局(社会)

平成19年度概算要求額	2, 126, 667百万円
平成18年度予算額	2, 124, 930百万円
差引額	1, 737百万円

(対前年度伸率 0.1%)

I 自立支援に重点をおいた生活保護制度の適正な実施

1 生活保護費	2, 042, 834百万円
(1) 生活保護費負担金	2, 013, 355百万円

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に盛り込まれた生活保護基準見直しの具体的な内容については、予算編成過程において検討する。

(2) 保護施設事務費負担金	27, 291百万円
(3) 生活保護指導監査委託費	2, 188百万円

2 セーフティネット支援対策等事業費補助金	20, 000百万円
-----------------------	------------

(1) 生活保護の適正運営の推進

○ 要保護世帯向け長期生活支援資金の創設

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を踏まえ、一定額以上の不動産を有する要保護高齢者世帯について、所有不動産を担保とした貸付制度(要保護世帯向け長期生活支援資金)を創設し、当該制度の利用を生活保護に優先させる。

○ 自立支援プログラムの着実な推進

生活保護受給者の就労自立、日常生活自立及び社会生活自立を目指す「自立支援プ

プログラム」の福祉事務所における導入を一層推進する。また、稼働能力判定会議の設置や、精神障害者退院推進員の配置等により、適性にあった就労支援や、社会的入院患者の退院を促進する。

○ ハローワーク等との連携

- ・ ハローワークにおける生活保護受給者のための就労支援コーディネーター及び早期再就職専任支援員（就職支援ナビゲーター）の配置

〔 1, 034百万円
(職業安定局で計上) 〕

就労支援コーディネーター 175人
就職支援ナビゲーター 105人

- ・ 生活保護受給者向けの公共職業訓練の実施

〔 719百万円
(職業能力開発局で計上) 〕

Ⅱ 地域福祉の推進

1 「地域福祉等推進特別支援事業」の創設

〔セーフティネット支援対策等事業費
補助金の内数〕

地域福祉の推進等を図るための先駆的・試行的事業に対する補助（地方公共団体 1/2 民間団体 10/10）を行う「地域福祉等推進特別支援事業」を創設する。

2 「日常生活自立支援事業」の創設（地域福祉権利擁護事業の再編）

〔セーフティネット支援対策等事業費
補助金の内数〕

高齢者のみの世帯や今後地域生活に移行する精神・知的障害者等の増加に対応し、相談窓口を増やすなどの充実を図る。

3 電話による自殺予防相談関連事業の実施

83百万円

Ⅲ 社会福祉施設等に対する支援

1 社会福祉施設の整備

9,400百万円

障害者関連施設や保護施設の着実な整備を図る。（公立施設については、18年度から一般財源化）

2 独立行政法人福祉医療機構

(1) 貸付事業等

ア 貸付枠の確保

○ 資金交付額	3,787 億円
・ 福祉貸付	2,051 億円
・ 医療貸付	1,736 億円

イ 貸付条件の改善等

- ・ 療養病床の介護老人保健施設、ケアハウス等への転換に係る優遇措置の導入
- ・ 就学前教育保育法の施行（認定こども園）に伴う保育所整備に係る貸付け対象者の拡大
- ・ 一定の社会医療法人、社会福祉法人等に対する保証人徴求の免除
- ・ 木材を利用した医療施設、社会福祉施設等に係る融資率の引上げ 等

(2) 独立行政法人福祉医療機構運営費交付金 4,370百万円

(3) 社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金 11,598百万円

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金 28,169百万円

IV 福祉に携わる人材の資質の向上等

1 介護実習内容高度化モデル事業の創設 51百万円

全国で7カ所のモデル施設を指定し、効果的な実習のあり方を研究・検討する。

2 社会事業学校経営委託費 494百万円

○ 福祉人材キャリアアップ事業の創設 33百万円

社会福祉士等の国家資格を有する社会福祉事業従事者及び介護福祉士養成施設の中堅介護教員を対象として、キャリアアップのための再研修を実施する。

3 社会福祉職員研修センター経営委託費 50百万円

○ 介護教員講習会の受講定員の拡大 750人 → 1,000人

4 福利厚生センター運営事業費 164百万円

福利厚生事業を全国規模で共同化することにより、民間社会福祉事業従事者の福利厚生の向上を図る。

5 福祉人材確保推進事業

〔セーフティネット支援対策等事業費
補助金の内数〕

(1) 都道府県福祉人材センター運営事業

平成19年度より、介護福祉士など潜在マンパワーの掘り起こし、福祉分野への障害者雇用の促進、ハローワークとの連携事業を、重点的事業として位置付ける。

(2) 介護福祉士等修学資金貸付事業

介護福祉士養成施設及び社会福祉士養成施設に在学する学生に対して修学資金の貸付を行う。

6 福祉サービスの第三者評価推進事業 10百万円

全国社会福祉協議会に評価事業普及協議会や評価基準等委員会を設置し、第三者評価事業の普及・啓発や各種ガイドラインの策定・更新を行う。

7 運営適正化委員会における苦情解決事業

〔セーフティネット支援対策等事業費
補助金の内数〕

都道府県社会福祉協議会に「運営適正化委員会」を設置し、福祉サービスに関する利用者からの苦情解決を促進する。

V ホームレスの自立支援等基本方針を踏まえた施策の推進

○ 自立支援事業等の推進

〔セーフティネット支援対策等事業費
補助金の内数〕

ホームレスの自立を支援するため、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業や総合相談推進事業等を実施する。

生活保護制度について

○三位一体改革における生活保護に関する議論	1
○「生活保護行政を適正に運営するための手引」のポイント	2
○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	3

三位一体改革における生活保護に関する議論

1 生活保護費・児童扶養手当に関する関係者協議会

平成16年11月の三位一体改革についての政府・与党合意において、「生活保護費負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施する」とされた。

この政府・与党合意を受けて、生活保護制度及び児童扶養手当制度の在り方について幅広く検討するとともに、給付の適正化に資する改革を推進するための協議会を設置し、平成17年4月から11月までに9回にわたり開催。

※ 構成員： 谷本石川県知事、岡崎高知市長、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣
有識者2名（木村地方財政審議会委員、京極国立社会保障・人口問題研究所長）

2 協議会における主な論点

- 保護率の上昇、保護率の地域間較差等に関する原因分析
- 生活保護に関する国と地方の役割分担、費用負担の在り方
- 生活保護の適正化 等

3 政府・与党における結論

政府・与党における調整の結果、生活保護費の国庫負担の見直しは見送られたが、国と地方の間で生活保護の適正化の必要性について認識が一致したことから、平成17年12月、厚生労働大臣、全国知事会長、全国市長会長、内閣官房長官の間で生活保護の適正化への取組に関する確認書が交わされた。

「生活保護行政を適正に運営するための手引」のポイント

位置付け

生活保護行政の適正運営の観点から、地方自治体における取組事例も参考としつつ、業務の流れに沿って関連事項を整理した手引

記載内容

I 申請相談から保護の決定までの対応

- 届出義務の遵守
- 収入申告書等の徴取
- 関係先調査の実施
 - ・ 金融機関等に対する資産の調査に関する個人情報保護法との関係や留意事項を明記
- 暴力団員に対する生活保護適用の考え方
 - ・ 暴力団員に対しては保護を適用しないこと
 - ・ 暴力団員該当性の確認等に関する警察との連携要領
- 年金担保貸付利用者への対応
 - ・ 生活保護受給中の者には年金担保貸付を行わない
 - ・ 過去に年金担保貸付を受け、それが原因で生活保護を受給した者が再度貸付を受けた場合は生活保護を適用しない

II 指導指示から保護の廃止までの対応

- 法第27条に基づく指導指示と保護の変更・停止・廃止
- 稼働能力のある者に対する指導指示
- 履行期限を定めた指導指示
 - ・ 指導指示に履行期限を付し、期限までに履行されない場合には保護の廃止等を行う方法を明記

III 受給中の収入未申告等への対応

- 収入未申告が疑われる場合の対応
- ケース診断会議等の開催による対応内容の判断

IV 費用返還・徴収及び告訴等の対応

- 費用返還・費用徴収処分の適用の判断
- 費用徴収の方法
- 不正受給事案の告訴等の手順
 - ・ 告訴等に際しての考慮事項、警察との連携要領

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006

【社会保障】

〈生活保護〉

- ・ 以下の内容について、早急に見直しに着手し、可能な限り 2007 年度に、間に合わないものについても 2008 年度には確実に実施する。
 - － 生活扶助基準について、低所得世帯の消費実態等を踏まえた見直しを行う。
 - － 母子加算について、就労支援策を講じつつ、廃止を含めた見直しを行う。
 - － 級地の見直しを行う。
 - － 自宅を保有している者について、リバースモーゲージを利用した貸付け等を優先することとする。
- ・ 現行の生活保護制度は抜本的改革が迫られており、早急に総合的な検討に着手し、改革を実施する。

ホームレスの実態に関する全国調査検討会 開催要綱

1 目的

平成19年1月に実施する「ホームレスの実態に関する全国調査」の実施に係る検討及び結果の分析を行う。

2 委員

別紙のとおり

3 検討事項

- (1) 調査の実施
- (2) 結果の分析

4 開催期間等

7月31日(月)に第1回を開催し、秋までに検討事項(1)についてとりまとめ、19年春に検討事項(2)についてとりまとめることとする。

5 その他

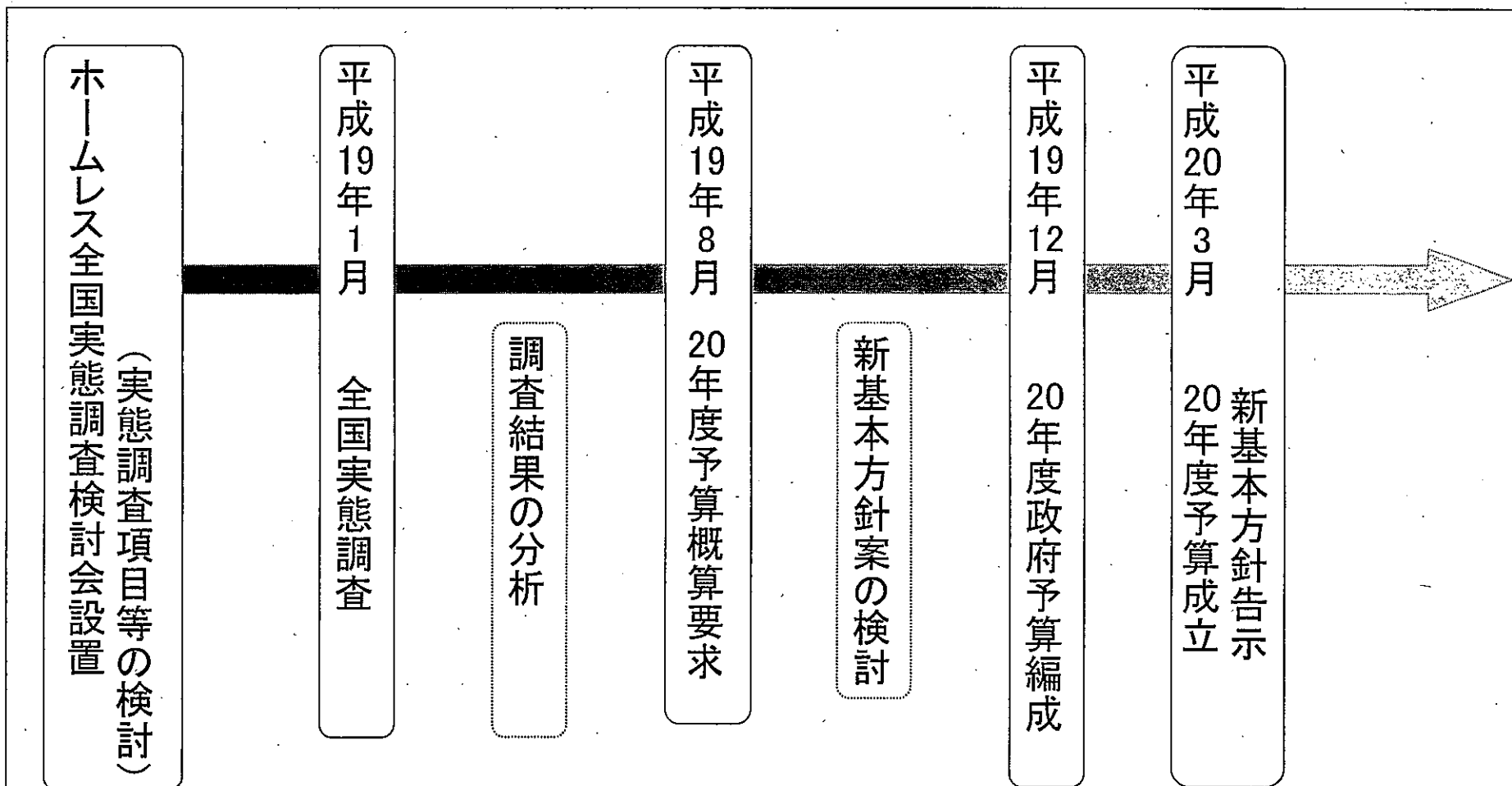
検討会は厚生労働省社会・援護局長の下に置くこととし、庶務は、同省職業安定局及び関係省庁の協力を得て、厚生労働省社会・援護局地域福祉課において行う。

検討会委員

(五十音順、敬称略)

- | | |
|-------|--------------------------|
| 阿部 彩 | 国立社会保障・人口問題研究所国際関係部第2室長 |
| 岩田 正美 | 日本女子大学人間社会学部長 (座長) |
| 大橋 勇雄 | 一橋大学大学院経済学研究科教授 |
| 駒村 康平 | 東洋大学経済学部教授 |
| 古屋 和夫 | 大阪市健康福祉局生活福祉部ホームレス自立支援課長 |
| 森田 洋司 | 大阪樟蔭女子大学学長 |
| 安江 鈴子 | NPO新宿ホームレス支援機構理事 |
| 山口 信久 | 東京都福祉保健局生活福祉部参事 (連絡調整担当) |
| 山田 實 | NPO釜ヶ崎支援機構理事長 |

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び基本方針の見直しスケジュール



・特別措置法は施行（平成14年8月）後5年を目途としてその施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。（法附則第3条）

・基本方針の運営期間は平成15年8月より5年。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。（基本方針第3の5）

生協制度見直し検討会の設置について

1 趣 旨

消費生活協同組合（生協）制度については、経営・責任体制の強化や共済事業における契約者保護等の観点から見直す必要があり、その検討のため、本検討会を設置する。

※ 共済事業に関しては、契約者保護の観点から、農協法は平成16年に改正、中小企業等協同組合法は本年6月に改正。

2 主な検討項目

- ・ 組織・運営に関する制度のあり方について
- ・ 共済事業の見直しについて
- ・ その他の実施事業に関する制度のあり方について

3 検討会委員

別紙のとおり

4 スケジュール

- 本年7月21日(金)に第1回を開催し、年内を目途に結論を得る。
- 成案が得られれば、次期通常国会に改正法案を提出することを予定。

(別紙)

検討会委員

大塚 英明 早稲田大学大学院法務研究科教授
小川 泰子 社会福祉法人いきいき福祉会専務理事
清成 忠男 法政大学名誉教授、法政大学学事顧問 (座長)
品川 尚志 日本生活協同組合連合会専務理事
土屋 博 全国農業協同組合中央会常務理事
山下 友信 東京大学大学院法学政治学研究科教授
吉野 源太郎 日本経済研究センター客員研究員

(五十音順、敬称略)

社会福祉法人経営の現状と課題

—新たな時代における福祉経営の確立に向けての基礎作業—

これまでの福祉経営（Ⅰ、Ⅱ章）

- 1951（昭和26）年に創設
- 手厚い施設整備費補助と措置費による裁量の余地の小さい運営
- 「一法人一施設モデル」、「施設管理モデル」
 - ・施設管理中心、法人経営の不在
 - ・事業規模零細
 - ・再生産・拡大生産費用は補助金と寄附が前提
 - ・画一的サービス
 - ・同族的経営

経営環境の変化（Ⅲ章）

- 特に 90 年代以降、大きな環境変化
 - ・公的給付総額の拡大
 - ・措置から契約へ、制度の普遍化
 - ・多様な主体の参入、競合
 - ・規制改革、イコール・フッティング論
 - ・財政的な制約の増大（補助金の見直し、介護報酬マイナス改定）
- 今後も新たなニーズの発生
 - ・2015 年、2025 年問題
 - ・認知症高齢者や独居世帯の増加
 - ・施設から在宅へ、地域生活支援
 - ・虐待、ホームレス等多様な福祉ニーズ

「規制」と「助成」から「自立・自律」と「責任」へ
 「法人単位の経営」へ（「施設管理」から「法人経営」へ）

新たな時代における福祉経営の基本的方向性（Ⅳ章）

規模の拡大、新たな参入と退出ルール

- ・複数事業を運営し、多角的な経営を行える = 「規模の拡大」を目指す
- ・新しい福祉・介護基盤の整備に当たっては、新規法人設立を当然の前提とせず、経営能力・ケアの質の確保の観点から既存法人の活用を考慮
- ・合併・事業譲渡、協業化の推進
- ・質の低い法人・経営者は退出を誘導
- ・（独）福祉医療機構等による経営診断・経営指導の強化

長期資金の調達

- ・施設の老朽建替や新規投資のための長期的・安定的な資金調達が課題
- ・（独）福祉医療機構融資について、償還期間の延長等融資条件の改善を検討
- ・民間金融機関の融資の拡大、直接金融の可能性等も検討課題

ガバナンスの確立・経営能力の向上

- ・資金使途規制の緩和等による法人単位の資金管理により、経営の自由度を拡大
- ・公益事業の充実・活性化、収益事業の推進
- ・理事会・法人本部の機能強化
- ・中間管理職層の育成・確保

人材育成と確保

- ・介護従事者の質の向上
- ・介護報酬上の評価
- ・キャリアパスの形成
- ・マッチングシステムの強化
- ・雇用管理の改善
- ・労働生産性の向上

新しい福祉経営に向けた行政のあり方（Ⅴ章）

○新たな福祉の「産業政策」の確立が急務

- ・質の高い福祉の「担い手」の育成
- ・「施設整備偏重型」行政から「経営の質重視型」行政へ

○不必要に些細であったり、合理性に欠ける指導監督は見直すべき

○行政職員の意識の改革と質の向上